勝部自治会会員名簿取扱い規程

第1条 総則

1. この規定は本自治会において、個人情報の保護の観点に立ち、自治会員名簿(以下「名簿」という)の適正な管理運用方法について定める。

第2条 名簿の定義

1. 本規程の対象となる名簿は、会員の世帯主名、住所、性別、妖艶五区分などが記載されたものとする。

第3条 名簿の利用目的

- 1. 名簿は次の目的のために利用する。
- (1) 会員相互および班長、役員との諸連絡
- (2) 会員数の把握
- (3) 災害など緊急時の避難、救助活動などの基礎データ
- (4) 福祉計画の策定および民生委員・児童委員活動の基礎データ

第4条 名簿の目的外利用禁止

1. 法令の定める請求を除き、名簿は記載本人の同意がなければ前項の目的が祈りよう及び第三者への提供を行ってはならない。

第5条 名簿の管理責任者

1. 名簿の管理責任者は自治会長とする。

第6条 名簿の作成と破棄

- 1. 会員名簿を収集する際は、会員に利用目的を明確に説明しなければならない。
- 2. 会員名簿は別紙様式により班長が収集し、前年度の名簿とともに自治会長へ提出する。
- 3. 新年度の名簿を収集した場合は、前年度の名簿を破棄しなければならない。
- 4. 名簿を破棄するときは、判読不能となるようシュレッダーなどを利用して処理する。

第7条 名簿収集の時期

- 1. 会員名簿は毎年更新するものとし、収集時期は新年度初めとする。
- 2. 年度の途中に入会した会員については、入会時に収集する。

第8条 名簿の保管場所

- 1. 名簿は自治会において一括保管するとともに、班長は当該班の名簿を保管する。
- 2. 収集した会員情報をパソコンやネット上(サーバー上)に保管してはならない。

附 則

1. この規定は平成21年3月19日より実施する。